

新型コロナウイルス

栃木県全域に「緊急事態宣言」が発令されています 不要不急の外出は自粛しましょう!

■期間：9月12日(日)まで

- ・ 感染防止対策が徹底されている飲食店等や、休業または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等は利用を控えてください。
- ・ 5人以上の飲食・飲酒やパー

院、生活必需品の買い出し、屋外での運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出を自粛してください。
※特に午後8時以降の不要不急の外出は自粛してください。
※混雑している時間や場所を避けしてください。
※外出する場合も家族や普段行動をともにしている人と少人数で外出してください。

[特に飲食の際は]

- 「飲食店等への要請①」の対象施設以外で、食品衛生法上の飲食店等は利用を控えている店舗
- 「飲食店等への要請①」で酒類

飲食店等への要請②

休業や営業時間短縮に協力する事業者には、協力金が支給されます。

■問合せ 協力金センター
☎ 028-651-3707
午前9時～午後5時(土日祝日を含む)



全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、国は、栃木県全域を対象とする緊急事態宣言を発令しています。これを受け、県知事が要請されています。また、一部の施設に休業や営業時間短縮の要請が出されています。(8月27日現在)



県ホームページ

飲食店等への要請①

▼対象施設

- 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等
- ※酒類およびカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く

▼要請内容 休業要請

ティーなどは自粛してください。
・4人以下であっても、普段会わない人との長時間または酒類を伴う飲食は慎重に判断してください。

やめた食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗
・営業時間は午前5時から午後8時までとする。

▼要請内容

- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。
- ・カラオケ設備を使用しない。
- ・業種別ガイドラインを遵守する。
- ・その他、まん延を防止するため必要な取り組みを実施する。

町公共施設の休館・休場 (役場庁舎・支所以外)



▼対象者

次の2つに該当する方

- ① 海外渡航の予定があり、証明書により渡航先で防疫措置などの緩和を受けられる方
- ② 町に住民票があるか、町が発行した接種券を使用して接種を受けた方

▼申請方法

- 申請書等を保健センター(ゆめプラザ・那須)に提出または郵送
- ※申請書の様式等、詳しくは町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

▼申請・問合せ

- 町新型コロナワクチン接種推進室(ゆめプラザ・那須内)

☎ (73)5091
寺子乙2566-1

ワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)を発行します

【海外渡航者用】

海外渡航先で防疫措置などの緩和を受けることを目的として、希望者に「新型コロナワクチン接種証明書(ワクチン・パスポート)」を発行します。